

## 清須市行政改革推進委員会設置条例（平成 17 年 7 月 7 日条例第 8 号）

### （設置）

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、清須市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### （任務）

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、清須市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議する。

### （組織）

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

### （会長）

第 4 条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### （会議）

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

### （庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

### （委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。